令和２年８月２６日

　職　員　各　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　情報・システム研究機構理事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男女共同参画推進委員会委員長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　喜連川　　優

２０２０年度ベビーシッター育児支援制度の利用者募集について（通知）

　標記のことについて、本機構では、２０１１（平成２３）年度より職員の仕事と家庭の両立支援の一環として、一般財団法人こども未来財団の「ベビーシッター育児支援事業」及び公益社団法人全国保育サービス協会の「ベビーシッター派遣事業」を利用して、「ベビーシッター派遣事業割引券（旧ベビーシッター育児支援割引券）」を発行してまいりましたが、２０２０年度も引き続き本制度を実施することとしましたので、割引券の発行を希望される方は、別添の募集要項に従って申請いただきますよう願います。

　なお、ベビーシッター派遣事業の委託元である内閣府から、実施事業者である公益社団法人全国保育サービス協会に対して、別添（新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和２年度における取扱い等について（令和２年４月３０日付け府子本第５５４号））のとおり、２０２０年度における取扱い等についての通知が発出されていることから、特例措置の対象者については、募集要項にかかわらず、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

１．特例措置の趣旨

　　ベビーシッター派遣事業（通常分）については、新型コロナウイルス感染症対策のため、４月以降も一部地域において、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園等の臨時休業等が行われることに伴い、保護者の休暇取得や放課後児童健全育成事業等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となり、これにより新たな費用の支出を余儀なくされた場合に、その支出を補うための措置（以下「特例措置」という。）を実施するものである。

２．特例措置に係る取扱いについて

（１）割引券の使用条件について

　　　１日（回）対象児童１人につき５枚、１家庭当たり１か月に１２０枚まで使用することができる。また、特例措置を受ける場合においては、１年間に使用できる枚数（２８０枚）に上限を設けない。

　　　ただし、次の点に留意すること。

　　①　小学校等が臨時休業等となっていないにもかかわらず、対象者の判断で小学校等の休業等を行った場合には、特例措置の対象とならないこと。

　　②　割引券の対象サービスの範囲については従前のとおりであり、利用料金が１回につき使用枚数×２，２００円以上のサービスが対象になること。

（２）割引券の有効期間について

　　　本特例措置に係る利用については、割引券の有効期間は、令和２年４月１日からとなる。

（３）割引券の使用手続きについて

　　　対象者は、特例措置で使用する場合には、割引券の裏面（本券及び報告用半券）の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由（※）を記入する。

　　　なお、事由欄に記載が無い場合には特例措置の適用は受けられないので、記載漏れに十分注意する。

　　　（※）事由欄には休校等になった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載する。

　　　　　　記載例）○月○日　○○小学校が休校のため

　　　　　　　　　　○月○日　○○保育園より登園自粛要請が出されたため　など

３．特例措置におけるベビーシッター利用料の助成の税務上の取扱いについて

　　所得税法（昭和４０年法律第３３号）第９条第１項第１７号及び所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第３０条の規定に該当するものとして、非課税所得となる。

　　ただし、通常の利用分については、その割引金額は税務上利用者の所得となり、所得税法上は「雑所得」となるため、確定申告が必要となる。

４．その他

　　上記に記載がない事項については、機構の実施要項のとおり取り扱う。